

伊予市ほたる保護活動費補助金交付要綱

平成17年11月11日

告示第191号

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊予市においてほたるの保護活動を行う団体の、河川環境の保護及び向上に資する自主的な活動に要する経費に対し、市が予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次の各号に掲げる要件に該当し、かつ、市長が必要と認めるものとする。ただし、政治活動、宗教活動又は営利事業を目的とする団体は、対象外とする。

- (1) 主として市内で活動を行う団体であること。
- (2) 構成員が5人以上で、かつ、代表者が明らかな団体であること。
- (3) 堅実な活動実績を有し、事業遂行能力が十分あること。

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、補助対象団体が行う事業のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) ほたるの保護及び増殖に要する経費
- (2) 自然保護及び観光に要する経費
- (3) その他、市長が必要と認める経費

(補助金交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする団体は、次の書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付の決定)

第5条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、速やかに、その内容の審査及び必要に応じて行う実地調査等により補助金の交付の適否を決定するものとする。

(補助金交付の通知等)

第6条 市長は、前条の規定により補助金の交付の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第3号）により、その決定内容及びこれに付する条件を補助金の交付の申請をした者（以下「補助事業者」という。）に通知するものとする。

(補助事業の遂行)

第7条 補助事業者は、補助金交付決定の内容及びこれに付された条件に基づき、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業完了報告書に次の書類を添え、速やかに市長に報告しなければならない。

- (1) 事業実績報告書（様式第4号）
- (2) 収支決算書（様式第5号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の書類の提出期限は、事務又は事業完了の日から30日を経過した日又は補助金交付決定の通知を受けた日の属する年度の翌年度の4月15日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了した、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、第6条に規定する補助金の交付の決定をした後において補助金等の全部又は一部を概算により交付することができる。この場合、補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金概算交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による補助金の概算交付を受けた補助事業者は、第8条に規定する書類を提出した日から10日以内に、補助金の清算をしなければならない。

4 市長は、第1項及び第2項の請求書が提出されたときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消すことができる。

- (1) 偽り、その他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- (2) 第8条の規定に違反して補助金等を他の用途に使用したとき。
- (3) 第12条の承認を受けないで、補助事業により取得し、又は担保に供したとき。
- (4) 前3号のほか、補助事業に関し、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。

(補助金の返還)

第11条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金等を交付しているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(財産の処分制限)

第12条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で次の各号のいずれかに該当するものを補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供するときは、市長の承認を受けなければならない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 機械及び重要な器具で、市長が認めるもの
- (3) その他補助金等の交付を達成するため特に必要があると市長が認める財産

(関係書類の保管)

第13条 補助事業者は、補助事業の施行及び収支の状況に関する書類、帳簿等を整備し、当該補助事業の完了した翌年度の4月1日から5年間保管しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成17年11月11日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

伊予市長 様

所在地

名称

代表者氏名

印

伊予市はたる保護活動費補助金交付申請書

年度において次のとおり補助事業を実施したいので、補助金を交付されるよう伊予市はたる保護活動費補助金交付要綱第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

1 補助申請額	円
2 事業名	

様式第2号（第4条関係）

収 支 予 算 書

1 収入の部

区 分	予 算 額	摘 要
	円	
計		

2 支出の部

区 分	予 算 額	摘 要
	円	
計		

様式第3号（第6条関係）

伊予市指令第 号
年 月 日

様

伊予市長

印

伊予市ほたる保護活動費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので、伊予市ほたる保護活動費補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

1 交付年度	年 度
2 事業名	
3 補助金の 交付決定額	円
4 交付条件	<p>(1) この補助金は、伊予市ほたる保護活動費補助金交付要綱に基づくもので、この目的以外に使用してはなりません。</p> <p>(2) 次のアからウまでのいずれかに該当するときは、直ちに市長の承認又は指示を受けなければなりません。</p> <p>ア 内容を変更するとき。</p> <p>イ 中止し、又は廃止するとき。</p> <p>ウ 予定の期限内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったとき。</p> <p>(3) 補助事業が完了したときは、速やかに補助事業実績報告書、収支決算書等を提出してください。</p> <p>(4) 市長が必要であると認めるときは、当該吏員に書類等の検査をさせ、又は補助事業の執行状況について実施検査をします。</p> <p>(5) 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。</p> <p>(6) 伊予市ほたる保護活動費補助金交付要綱の規定に違反した場合は、交付の決定を取り消し、補助金の返還を求めます。</p>

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

伊予市長 様

所在地

名称

代表者氏名

印

ほたる保護活動費補助事業実績報告書

年 月 日付け伊予市指令第 号により補助金等の交付決定を受けた補助事業等について、次のとおり伊予市ほたる保護活動費補助金交付要綱第8条の規定により関係書類を添えて報告します。

1 補助金等の額	円
2 事業名	
3 着手・完了 年 月 日	着手日 年 月 日 完了日 年 月 日
4 添付書類	(1) 収支予算書 (2) その他参考書類
5 備考	

様式第5号 (第8条関係)

収 支 決 算 書

1 収入の部

区 分	予 算 額	決 算 額	差引増減額	摘 要
	円	円	円	
計				

2 支出の部

区 分	予 算 額	決 算 額	差引増減額	摘 要
	円	円	円	
計				

様式第6号（第9条関係）

年 月 日

伊予市長 様

所 在 地
名 称
代表者氏名

⑨

伊予市ほたる保護活動費補助金交付請求書

年 月 日付け伊予市指令第 号により補助金の交付決定を受けた補助事業について、次のとおり伊予市ほたる保護活動費補助金交付要綱第9条第1項の規定により請求します。

- 1 事業名
- 2 請求額
- 3 振込先

円

金融機関名	
口座種別	

口座番号	
(フリガナ) 名義人	()

様式第7号 (第9条関係)

年 月 日

伊予市長 様

所在地

名称

代表者氏名

印

伊予市はたる保護活動費補助金概算交付請求書

年 月 日付け伊予市指令第 号により補助金の交付決定を受けた補助事業について、次のとおり伊予市はたる保護活動費補助金交付要綱第9条第2項の規定により概算請求します。

1 事業名

2 請求額

円

3 振込先

金融機関名	
口座種別	
口座番号	
(フリガナ) 名義人	()

様式第8号（第12条関係）

年 月 日

伊予市長 様

所在地
名称
代表者氏名

印

ほたる保護活動費補助事業による取得等に係る財産処分承認申請書

年度においてほたる保護活動費補助事業として取得した財産は、下記の理由により（何）したいので、承認してください。

記

- 1 財産の処分内容
- 2 処分対象の財産内容
- 3 取得時の状況

事業名	取得財産の内容	取得金額	取得年月日	取得財産の内容		摘要
				補助金	その他	
		円		円	円	

- 4 処分別の方法、価格、貸付年月日、条件等

（注）財産の処分内容（補助金等交付の目的に反しての使用、譲渡、交換、貸付、担保等に分けて記載すること。）